

年末調整手続 について



年末調整について

今年の年末調整から、年末調整の申告方法の選択肢が増えます！

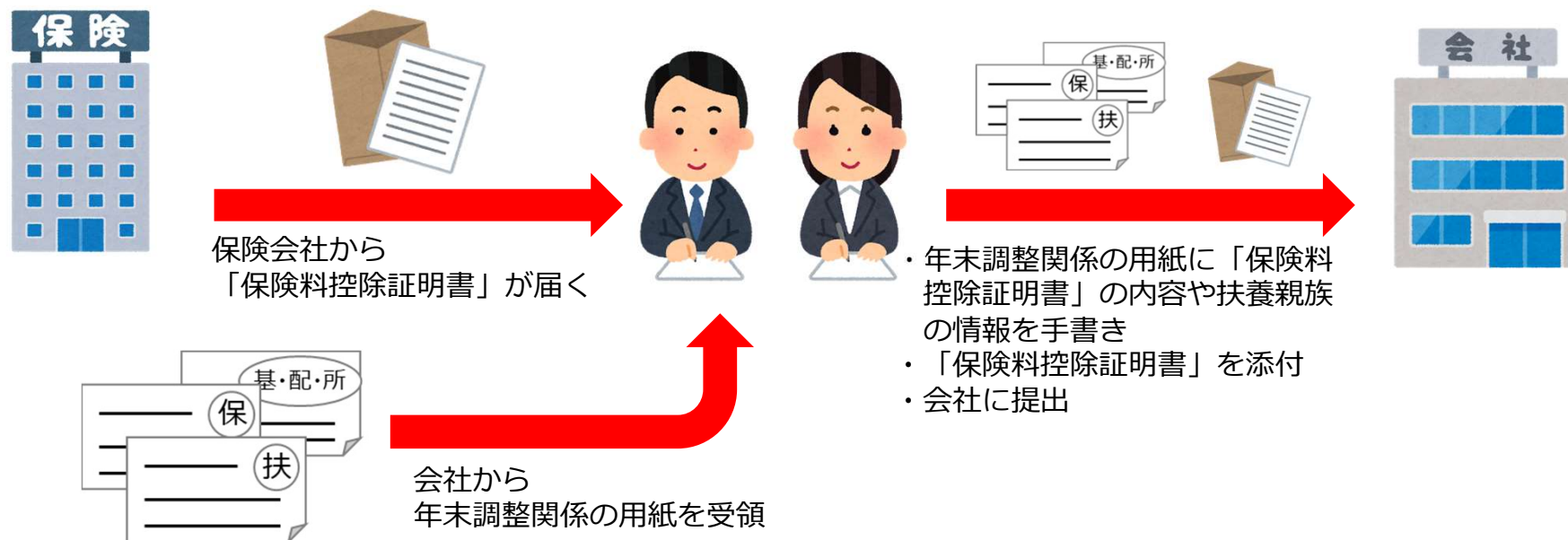
生命保険料控除などの証明書をデータで取得することで、
年末調整の書類作成が簡単になります。

次のページから以下のとおりまとめていますので、ご覧ください。

- 1 これまでの年末調整
- 2 年末調整の電子化について
- 3 電子化によるメリット
- 4 従業員の皆さんにやっていただきたいこと**
- 5 最後に

1 これまでの年末調整

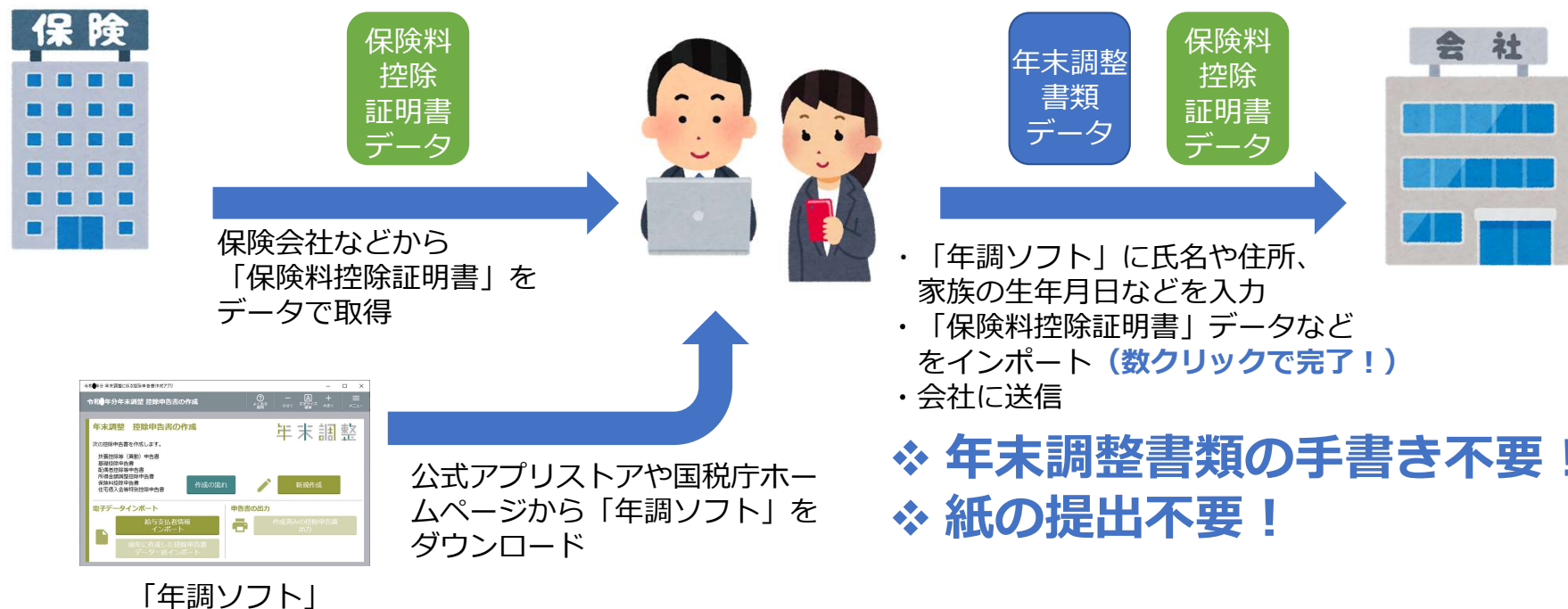
これまで、年末調整は以下のとおり手続きしてしました。



住宅ローン控除についても同様の手続きとなっています。

2 年末調整の電子化について

年末調整の申告書等を電子化して提出することができます。



※「保険料控除証明書」だけでなく、住宅ローン控除の証明書（残高証明書など）もデータで取得できます。

3 電子化によるメリット

電子化することにより、色々なメリットがあります。

これまでは…



- 保険料控除証明書の内容をどこに記載したらいいか分からない
- 控除額の計算が難しい
- 家族の年齢によって書き方が違って分かりにくい
- 氏名や住所など、用紙ごとに記載しないといけない
- 保険料控除証明書がなかなか届かなかったり、なくしてしまったりする・・・など

今年からは！



- 保険料控除証明書をデータで取り込むことにより自動入力！
- 控除額を自動計算！
- 生年月日から家族の年齢を自動計算、適用される控除を自動判定！
- 氏名や住所など共通項目は一度の入力でOK！
- 保険料控除証明書をなくす心配がない（保存場所が分からなくなっても再取得が可能）！

4 従業員の方にやっていただきたいこと（1）

従業員の方には、年末調整に先立ち、以下の手続きをお願いします。

① 年調ソフトの入手

年末調整書類を作成するため、「年調ソフト」を入手してください。

Windowsのパソコン をご利用の方	Macのパソコン をご利用の方	Androidスマホ をご利用の方	iPhone をご利用の方
マイクロソフトストアで 「年末調整 国税庁」と検索	Appstoreで 「年末調整 国税庁」と検索		

- Microsoft、Windows は、米国 Microsoft Corporation の米国及びその他の国における登録商標、商標または商品名称です。
- Apple、iPhone、Mac OS は、米国および他の国々で登録された Apple Inc. の商標です。iPhone の商標は、アイホン株式会社のライセンスにもとづき使用されています。TM and © 2018 Apple Inc. All rights reserved.
- Android は、Google LLC の商標です。
- その他、記載されている会社名、製品名等は、各社の登録商標または商標です。

- ※ 1 「年調ソフト」とは、年末調整申告書について、従業員が控除証明書等データを活用して簡便に作成し、勤務先に提出する電子データ又は書面を作成する機能を持つ、国税庁が無償で提供するソフトウェアです。
- 2 Windows及びMacのパソコンをご利用の場合は、「年調ソフト」を国税庁ホームページの「年末調整手続の電子化に向けた取組について」（<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>）からダウンロードすることもできます。

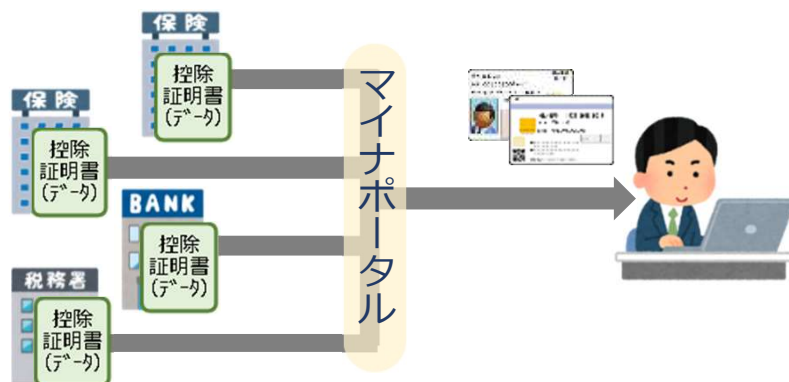
4 従業員の方にやっていただきたいこと（2）

② 保険料控除証明書データの取得

保険料控除証明書をデータで取得するためには、二つの方法があります。
どちらを利用するかは対応している保険会社（8ページ）をご確認ください。

○取得方法

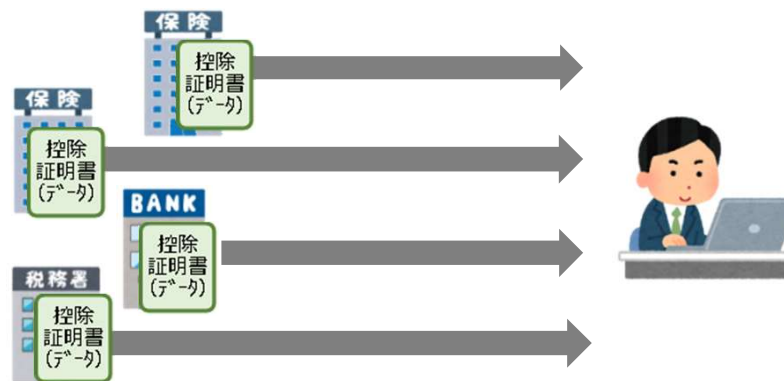
A マイナポータル連携により一括取得する方法 （10ページ～）



年調ソフトでの控除申告書作成中に、マイナンバーカードを利用して控除証明書等データを一括取得し、自動入力します。

- 複数の保険会社等の情報を一括取得・自動入力
- 保険会社等との連携設定を行えば翌年以降設定不要
- × マイナポータル、民間送達サービスの開設など事前準備が必要

B 保険会社などのお客様ページからダウンロードする方法 （14ページ）



- マイナンバーカードを持っていない従業員でも可能
- × 複数の保険会社等に毎年アクセスが必要
- × ダウンロード後、年調ソフトへのアップロードが必要

4 従業員の方にやっていただきたいこと（3）

② 保険料控除証明書データの取得

保険料控除証明書等をデータで取得できる保険会社等は以下のとおりとなっております。

令和3年6月現在

	生命保険料控除証明書・地震保険料控除証明書			年末残高等証明書
	生命保険会社	損害保険会社	共済	
A マイナポータル連携で取得 ※複数の証明書を取得する場合には、まとめて取得できるので便利です。	<ul style="list-style-type: none"> 朝日生命保険 アフラック生命保険 住友生命保険 ソニー生命保険 第一生命保険 大同生命保険 太陽生命保険 東京海上日動あんしん生命保険 日本生命保険 三井住友海上あいおい生命保険 明治安田生命保険 	<ul style="list-style-type: none"> あいおいニッセイ同和損害保険 共栄火災海上保険 損害保険ジャパン 東京海上日動火災保険 日新火災海上保険 三井住友海上火災保険 	<ul style="list-style-type: none"> J A 共済連（全国共済農業協同組合連合会） 都道府県民共済グループ（全国生活協同組合連合会） こくみん共済 coop（全国労働者共済生活協同組合連合会） CO・OP 共済（日本コープ共済生活協同組合連合会） 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅金融支援機構
B 保険会社のウェブサイトから取得	（上記に加え） <ul style="list-style-type: none"> SBI生命 大樹生命 フコクしんらい生命 メットライフ生命 	（上記と同じ）	<ul style="list-style-type: none"> J A 共済連（全国共済農業協同組合連合会） 都道府県民共済グループ（全国生活協同組合連合会） CO・OP 共済（日本コープ共済生活協同組合連合会） 	（上記と同じ）

- ※ 1 証明書をデータで取得できない場合は、これまで通りハガキ等で届いた証明書をご利用ください。
 2 下線の保険会社等は令和3年10月からの対応予定となります。

4 従業員の方にやっていただきたいこと（4）

② 保険料控除証明書データの取得

ご契約している保険会社等の名前が前ページにない場合、保険会社等から送付されている控除証明書ハガキの内容を「年調ソフト」に入力します。

生命保険料控除証明書 (一般用)	
証明年度	令和〇年
保険期間	終身
ご契約者	国税 太郎
適用制度	旧制度
証明額	XXXXXX円
⋮	

令和2年分 保険料控除申告書 国税 太郎

2(保) よくある質問 小さく 文字サイズ標準 大きく

① 基本情報入力 ② 扶養控除等(異動) 令和2年分 ③ 扶養控除等(異動) 令和3年分 ④ 基礎控除 ⑤ 配偶者控除等 ⑥ 所得金額調整控除 ⑦ **保険料控除** ⑧ 住宅借入金等特別控除 ⑨ 内容確認 ⑩ 保存・出力

令和2年分の保険料控除申告を入力してください。

生命保険料控除証明書内容の入力 (一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料)

団体区分 団体契約である
※団体契約の場合はチェックを入れてください

保険の区分 **必須** 一般の生命保険料

保険会社名 **必須** [検索]

保険等の種類 **必須** 定期

保険期間または年金支払期間 **必須** 終身

契約者氏名 (全角) **必須** 国税 太郎

保険金等の受取人氏名 (全角) **必須** 国税 花子

あなたとの続柄 **必須** 配偶者

新・旧の区分 **必須** 新 旧

あなたが令和2年中に支払った保険料などの金額 (半角) **必須** XXXXX 円
※分配を受けた余剰金等を控除した後の金額

4 従業員の方にやっていただきたいこと（5）

② A マイナポータル連携による取得

- マイナンバーカードが必要
- 複数の保険会社の証明書データを一括で取得、自動入力可能

【手順1】 マイナンバーカードの取得（申請から1か月程度かかります）

【手順2】 マイナポータルの開設

「マイナポータルサービストップ」（右のQRコード）にアクセスし、案内に従ってマイナポータルの利用者登録をします。



※「マイナンバーカード」の読み取りには、ICカードリーダーライター（又は対応スマートフォン）が必要となります。

【手順3】 マイナポータルの「もっとつながる」で以下のサービスとつながる設定をします。

- 保険料控除証明書、年末残高証明書・・・「e-私書箱」又は「MyPost」
どちらのサービスと連携する必要があるかは保険会社によって異なりますので、以下のサイトで確認してください
<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/list.htm>
- 住宅ローン控除証明書・・・「e-Tax」
以下のサイトに記載してある方法で設定してください。
https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/myna_etax.pdf



※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

4 従業員の方にやっていただきたいこと（6）

②A マイナポータル連携による取得

【手順4】 手順3でマイナポータルと連携したサービスと保険会社等の連携設定を行います

➤ 保険料控除証明書・年末残高証明書（「e-私書箱」の場合）

保険会社等の「マイナ手続きポータル」（保険会社等により名称が異なる場合があります）から連携設定を行います。

I. 利用者登録

- i. 「マイナ手続きポータル」の「利用申込」から、メールアドレスを入力し、保険会社等からのメールを受領。
- ii. メールに記載されたURLにアクセスし、「マイナンバーカード」をICカードリーダー（又は対応スマートフォン）で読み取り本人確認。続いて、契約者確認のためにマイナンバーカードから契約者基本情報（氏名・住所・生年月日・性別）を読取。
- iii. 契約している保険の証券番号等を入力し、利用申込。
- iv. 申込完了



※保険会社のHPより抜粋

4 従業員の方にやっていただきたいこと（7）

②A マイナポータル連携による取得

【手順4】 手順3でマイナポータルと連携したサービスと保険会社等の連携設定を行います

➤ 保険料控除証明書・年末残高証明書（「e-私書箱」の場合）（続き）

II. e-私書箱連携

- i. 利用者登録完了メールに記載されたURLにアクセスし、「ログイン」をクリック。
- ii. マイナンバーカード読取。
- iii. e-私書箱へのログイン
 - ・「e-私書箱連携を行いますか？」のポップアップウィンドウで「はい」をクリック。
 - ・電子ポスト画面で「e-私書箱につなぐ」をクリック
 - ・e-私書箱ログイン画面で「すでにアカウントをお持ちの方はこちら」をクリックし、ログイン方法選択画面からログイン。
- iv. 企業連携同意にチェックを入れて、「連携」をクリックし、次に表示される画面で連携済サービスとなっていることを確認。

4 従業員の方にやっていただきたいこと（8）

②A マイナポータル連携による取得

【手順4】 手順3でマイナポータルと連携したサービスと保険会社等の連携設定を行います

➤ 住宅借入金等特別控除証明書（e-Tax）

【対象となる方】 平成31年1月以降、新規に住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる方で、マイナンバーカードなどの電子証明書を利用してe-Taxにより令和元年分以降の確定申告書を提出する方

【申請方法】 電子証明書を利用して令和元年分以降の確定申告書を作成する際に、「（特定増改築等の）住宅借入金等特別控除額の計算明細書」等において、「控除証明書について、電子情報処理組織（e-Tax）による交付を希望する」欄を選択し、確定申告書とともにe-Taxで送信すること

上記手順を実施後、「年調ソフト」での年末調整書類作成の際に「マイナポータル連携」を選択すれば控除証明書データを取得できます。

4 従業員の方にやっていただきたいこと（9）

② B 保険会社のウェブサイトから取得

- 保険会社のウェブサイトで「お客様ページ」の開設が必要となることが多い
- 控除証明書データをダウンロードして、「年調ソフト」にアップロードする

【手順1】 保険会社のウェブサイトアクセス

【手順2】 保険料控除証明書の電子発行を選択

（保険会社によっては、「保険料控除証明書の再発行」）

保険会社のウェブサイトの案内に従って保険料控除証明書をダウンロードします。

（ファイルの形式は「xml」という形式です。）

上記手順を実施後、「年調ソフト」での年末調整書類作成の際にダウンロードしたファイルを選択することで、控除証明書データをインポートできます。

5 最後に

- 年調ソフトによる年末調整書類の詳しい作成方法については、国税庁ホームページに掲載しているマニュアルやパンフレットをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>



- 年調アプリを利用して申告書をメールで送信する場合は、**IDとパスワード**が必要になります。ご希望される方は事前に管理部にお知らせ下さい。

- 年調ソフトで作成したデータは、メールで以下の宛先に送信してください。また、作成したファイルは**パスワード付き**で送信してください。

《 Monthly_report@iskinc.co.jp 》